

日出町告示第19号

日出町制施行70周年記念ロゴマーク等の使用に関する要綱を次のように定める。

令和6年3月14日

日出町長 本田博文

日出町制施行70周年記念ロゴマーク等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日出町制施行70周年記念事業をより親しみのあるものとし、機運の醸成を図るために制作した日出町制施行70周年記念ロゴマーク、キャッチフレーズ及びキービジュアル（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等)

第2条 この要綱により利用許諾の対象となるロゴマーク等の仕様は、町長が別に定める。

(ロゴマーク等に関する権利)

第3条 ロゴマーク等に関する一切の著作権は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者に帰属する。

- (1) ロゴマーク及びキービジュアル 制作者
- (2) キャッチフレーズ 日出町

(使用の申請)

第4条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ日出町制70周年

記念ロゴマーク等使用許可申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が日出町制施行70周年事業として認めた事業及び報道機関が報道、広報等の目的で使用する場合は、この限りでない。

- (1) 事業の目的及び内容がわかる書類
- (2) 法人又は各種団体の定款、規約又は会則が確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、日出町制70周年記念ロゴマーク等使用届出書（様式第2号）の提出によりロゴマーク等を使用することができる。

- (1) 町又は町の機関が使用するとき。
- (2) 日出町後援等の基準及び手続を定める要綱（令和5年日出町告示第61号）第5条の規定により後援等の承認の決定を受けた法人又は各種団体が使用するとき。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育機関が教育の目的で使用するとき。
- (4) その他町長が第1項の申請を要しないと認めるとき。
(承認の基準)

第5条 町長がロゴマーク等の使用の承認を行うものについては、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 高い公益性を有し、又は、公益を増進するものであって、町の行政目的の達成に寄与するものと認められること。
- (2) 町内で開催されるものであること。ただし、町民の幅広い参加が期待できる事業又は町の施策を広く一般に周知できる事業であって、前号の町の行政目的の達成に寄与するものと町長が認めるときは、この限りでない。
- (3) 政治的又は宗教的な目的を有しないこと。
- (4) 営利又は商業宣伝を目的としないこと。
- (5) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるものでないこと。

(6) 事業を実施する会場が公衆衛生、災害防止等において、通常考えられる安全性を具備していること。

(7) 事業を実施する主催者について、その所在及び実態が明確であり、事業を遂行する能力を十分に有すると判断された者であること。

(使用の承認)

第6条 町長は、第4条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を承認する場合は、日出町制70周年記念ロゴマーク等使用承認通知書(様式第3号)により、不承認とするときは日出町制70周年記念ロゴマーク等使用不承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の承認をする場合は、条件を付することができる。

(使用者の遵守事項)

第7条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴマーク等は、承認を受けた用途のみに使用すること。

(2) ロゴマーク及びキービジュアルは、定められた形、色等を正しく使用し、デザイン素材を改変するなど応用して使用しないこと。

(3) ロゴマーク等を使用した商品については、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作権に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(4) 第三者にロゴマーク等の使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) ロゴマーク等を使用した物品の製造又は役務を第三者に委託して行わせる場合は、その委託を受けた者がこの要綱の規定に違反しないように管理、監督その他必要な措置を講ずること。

(6) 使用者の責めに帰すべき理由によりロゴマーク等の使用に係る事故又は苦情が生じたときは、使用者において速やかに対処すること。

(使用に係る料金)

第8条 ロゴマーク等の使用に係る料金は、無料とする。

(使用期間)

第9条 ロゴマーク等の使用期間は、令和6年4月1日又は第6条第1項の規定による使用の承認があった日のいずれか遅い日から令和7年3月31日までとする。ただし、ロゴマーク等を使用する事業の準備又は周知、宣伝等のため必要があると認められるときは、この限りでない。

(変更の届出)

第10条 使用者は、第4条第1項の規定による申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ日出町制70周年記念ロゴマーク等使用変更・中止届出書(様式第5号)を町長に届け出なければならない。

(使用物品等の見本品の提出及び調査報告)

第11条 使用者は、実際の使用物品等の見本品又はその見本品が分かる写真をあらかじめ町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告させ、又は実地調査を行うことができる。
- 3 使用者は、ロゴマーク等の使用状況等について町長から報告又は調査を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(決定の取消し)

第12条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手段により許可を得たことが判明したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が承認の決定を取り消すことが必要と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により、承認の決定を取り消した場合は、日出町制70周年記念ロゴマーク等使用承認取消通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。
 - 3 使用者は、前項の取消しを受けたときは、使用物品等の回収その他必要な

措置を速やかに講じなければならない。

4 町長は、前項の取消しによって生じる使用者及び第三者への損失を補償しない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、前条第1項各号のいずれかに該当し承認の決定が取り消された場合において、町に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(争論等の解決)

第14条 使用者は、ロゴマーク等の使用に関し、争論又は訴訟が生じたときは、使用者の責任において解決しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

日出町制70周年記念ロゴマーク等使用許可申請書

年 月 日

日出町長 様

（申請者）

住所（所在地）： _____

氏名（団体名）： _____

代表者名： _____

電話番号： _____

日出町制施行70周年記念ロゴマーク等を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用内容	※○をつけてください。 キャッチフレーズ ・ ロゴマーク ・ キービジュアル
事業名	
目的	※別紙添付可
内容	※別紙添付可
使用(実施)期間	※最長で令和7年3月31日まで 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
実施場所	
掲載希望	ウェブサイトに掲載を 希望する・希望しない
添付書類	企画書等（実施要領、パンフレット、印刷物見本等）の使用内容が分かるもの

様式第2号（第4条関係）

日出町制70周年記念ロゴマーク等使用届出書

年 月 日

日出町長 様

（申請者）

住所（所在地）： _____

氏名（団体名）： _____

代表者名： _____

電話番号： _____

日出町制施行70周年記念ロゴマーク等を使用したいので、下記のとおり届け出ます。

記

使用内容	※○をつけてください。 キャッチフレーズ ・ ロゴマーク ・ キービジュアル
事業名	
目的	※別紙添付可
内容	※別紙添付可
使用(実施)期間	※最長で令和7年3月31日まで 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
実施場所	
掲載希望	ウェブサイトに掲載を 希望する・希望しない
添付書類	企画書等（実施要領、パンフレット、印刷物見本等）の使用内容が分かるもの

様

日出町長

日出町制70周年記念ロゴマーク等使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について承認したので通知する。

記

承認内容	キャッチフレーズ ・ ロゴマーク ・ キービジュアル
事業名	
使用(実施)期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
実施場所	
その他	

様

日出町長

日出町制70周年記念ロゴマーク等使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について不承認としたので通知する。

記

事業名	
不承認理由	

様式第5号（第10条関係）

日出町制70周年記念ロゴマーク等使用変更・中止届出書

年 月 日

日出町長 様

（申請者）

住所（所在地）： _____

氏名（団体名）： _____

代表者名： _____

電話番号： _____

年 月 日付けで決定を受けた事業について、事業を 変更・中止 したので
関係書類を添えて届け出ます。

記

使用内容	※○をつけてください。 キャッチフレーズ ・ ロゴマーク ・ キービジュアル
事業名	
変更内容	※別紙添付可
変更理由	※別紙添付可

様式第6号（第12条関係）

第 年 月 日
第 号

様

日出町長

日出町制70周年記念ロゴマーク等使用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認した事業について決定を取り消すこととするので通知する。

記

事業名	
取消理由	